

世田谷区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和8年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和8年2月10日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和8年3月2日